

《 コミュニティ助成事業のお知らせ 》

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行うものです。

上記の趣旨から、施設・設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじの広報表示を行い、広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うことが必須となっています。



●事業実施主体

コミュニティ活動を行っていると認める自治会・町内会等

※ 営利団体、趣味の会、愛好会などコミュニティを伴わない組織は対象外となります。

●助成事業（令和7年度コミュニティ助成事業実施要綱により）

区 分	対 象 事 業	助 成 金 額
一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。ただし、建築物・消耗品は対象外となります。	100万円から250万円まで
コミュニティセンター助成事業	住民の自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。ただし、土地の取得・造成、既存施設の購入・撤去・解体処理、外構工事に要する経費は対象外となります。	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円まで。

※ 助成金は、1件につき10万円単位となります。（10万円未満切り捨て）

●事業の手続き

事業実施の前年8月末日までに市に「要望書」を提出していただきます。
その後、コミュニティ助成事業実施要綱の通知があり次第、「申請書類」を提出していただき、茨城県を經由しまして、(一財)自治総合センターに提出され、事業内容の審査を受けて、翌年に事業の採択・不採択が決定されます。
事業の採択が決定した場合、4月以降に事業実施となります。

●これまでに行った事業

令和5年度	子ども神輿
令和4年度	事業なし
令和3年度	子ども神輿
令和2年度	事業なし
令和元年度	山車
平成30年度	事業なし
平成29年度	祭り衣装、地域祭り用備品
平成28年度	太鼓
平成27年度	コミュニティセンター
平成26年度	遊具
平成25年度	山車
平成24年度	太鼓、子ども神輿
平成23年度	事業なし
平成22年度	大人神輿、子ども神輿
平成21年度	山車
平成20年度	コミュニティセンター
平成19年度	山車

●問合せ先 総務部 まちづくり協働課

場 所：結城市中央町二丁目3番地（結城市役所4階）

電 話：0296-54-7008

FAX：0296-54-7009

休 日：日曜日、土曜日、祝日、年末年始